重要事項説明書

ヘルパーステーションとみおか

1 事業の目的と方針

利用者の身近な場所で訪問介護事業を展開し、利用者のニーズに応じて技術提供を行うことにより、自立支援に向け一人一人に適した高品質な介護サービスの提供を行う。

介護サービス利用の方法を正しく理解いただき、その利用者に向け最適なサービス提供を行う。

2 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 伊勢原福祉会		
代表者名	理事長 髙 橋 美 紗 子		
所在地	神奈川県伊勢原市西富岡1325番地の7		
電話番号	0463-97-8500		
主な事業	養護老人ホーム		
	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護	(1474000500号)	
	ヘルパーステーションとみおか	(1474000518号)	

3 ご利用事業所の概要

= 13/13 13/16/17 PMS				
事業所名	ヘルパーステーションとみおか			
所在地	神奈川県伊勢原市西富岡1325番地の7			
提供可能サービス	訪問介護			
介護保険事業所番号	1474000518号			
サービス提供地域	伊勢原市西富岡1325番地の7 富岡ホーム内			
電話番号	0463-97-8500			
FAX番号	0463-91-7911			
管理者名	安達 広子			

4 事業所の職員体制等

職種	職務の内容	人員数
管 理 者	 職員及び業務の管理を一元的に行う。	1名
	報長及び未務の官座を「ルロリー1」り。	(兼務可能)
	介護福祉士の資格を持つ者が、指定訪問介護利用の申	1名以上
サービス提供責任者	し込みに関わる調整を行い、訪問介護計画の作成並びに	(利用者40名
	利用者への説明を行い、サービス内容の管理を行う。	につき1名)
	介護福祉士・実務者研修修了者・初任者研修修了者・へ	
訪問介護員	ルパー1~2級の資格を持つ者が訪問介護計画に基づき	2.5名以上 (常勤換算)
	日常生活に必要な指定訪問介護サービスを提供する。	

5 サービス提供地域

伊勢原市西富岡1325番地の7 富岡ホーム内

6 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日 ただし、12月29日~1月3日までを除く
営 業 時 間	8:30 ~ 17:30
サービス提供日	通年(365日)
サービス提供時間	24時間

7 サービスの内容

- (1) 「訪問介護」は、利用者の居宅(自宅)において訪問介護員(ヘルパー)その他政令で定める者を派遣して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のお世話を行うサービスです。
- (2) 事業者は、下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。
- (3) サービス提供にあたっては、別添の「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。

8 提供するサービス

<身体介護>					
①起床介助	②就寝介助	③排泄介助	④整容介助	⑤食事介助	
⑥衣服の着脱	⑦清拭	8入浴介助	9体位交換	⑩服薬介助	
①移動·移乗介助	⑫通院等外出介助	③その他()		
⑭調理	⑤洗濯	16住居の掃除・	整理整頓	⑪買物	
⑱薬の受取り	⑲衣服の整理・被服	の補修	20その他()	

【ご注意】 次のようなサービスは、介護保険上のサービスとして提供することはできませんので、ご了承ください。

ア「本人援助」に該当しないもの

家族等のための洗濯·調理·買物·布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接(お茶の手配等)、自家用車の洗車等

イ「日常生活の援助」に該当しないもの

庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、 室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等

9 サービス提供責任者等

(1) サービス提供責任者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名: 髙 野 真 矢 連絡先【電話】 0463-97-8500

10 利用者負担金

- (1) 訪問介護サービス利用単位ごとの利用料及びその他の費用は別表の一覧表のとおりです。
 - ① 介護報酬に係る利用者負担金(原則として料金に対し各負担割合に応じた額です。)
 - ② 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額自己負担)
- (2) 上記②「通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用」とは、(1)の①で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合又は制度上の支給限度額を超えてサービス提供を受けた場合にかかる費用です。(保険外のサービスを受ける場合は、居宅サービス計画を作成する際に、介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります)

(3) 利用者負担金は、現金払い又は銀行振込み(手数料は利用者負担)でお支払いいただきます。

(4) その他

上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(各負担割合)を請求することになります。

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、 全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることとなります)

11 サービス利用の中止

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
連絡先[電話] 0463-97-8500

- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。 前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。 (ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備考
サービス利用日の前々日まで	無料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の 50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

12 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名	:	厚木佐藤病院 佐藤 一守
	住 所	:	厚木市小野759番地
	電話番号	:	046-247-1211
緊急連絡先	氏 名	:	利用者との関係 :
	住 所	:	
	電話番号	:	

13 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市区町村等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

14 虐待の防止について

利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体拘束について

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊 急 性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを 防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15 秘密の保持と個人情報の保護について

	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護
	に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者にお
	ける個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り
	扱いに努めるものとします。
利用者及びその家族	② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提
に関する秘密の保持	供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、
について	第三者に漏らしません。
	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後におい
	ても継続します。
	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保
	持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、
	その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会
	議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の
	個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会
	議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
	② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物
個人情報の保護に	(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注
ついて	意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし
	ます。
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開
	示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた
	場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正
	等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者

の負担となります。)

16 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症予防委員会を設置し、その結果について職員へ周知します。ほか、指針の整備、研修及び訓練を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画(BCP)に基づいて対応します。

17 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画(BCP)を作成し、研修及び訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

13 相談・苦情対応窓口及び事故対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号: 0463-97-8500 F A X 番 号: 0463-91-7911

当法人のお客様相談窓口 | E-mail : tomiokahome@theia.ocn.ne.jp

担 当 者:安達 広子 髙野 真矢 豊田 光則

対 応 時 間 : 8:30 ~ 17:30

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

所 在 地: 電 話 番 号: F A X 番 号:

対 応 時 間 : 8:30 ~ 17:15

神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)

所 在 地:横浜市西区楠町27番地-1

電 話 番 号: 045-329-3447

: 0570-022110 対 応 時 間 : 8:30 ~ 17:15

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

「事業所」 所 在 地 神奈川県伊勢原市西富岡1325番地の7

事業所名 社会福祉法人 伊勢原福祉会

代表者 理事長 髙橋美紗子 印

説明者 管理者 安達 広子 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり交付・説明を受け、同意しました。

「利用者」	住 所	
	氏 名	印
「利用者代理人」(代3	理人を選任した場合)	
	住 所	
	氏 名	印
「身元引受人」(外部+	サービス利用型特定施設入居者のみ)	
	住 所	
	氏 名	印
	電話	
	利用者との続柄	
「立会人」	住 所	
	氏 名	印

(注)「立会人」の欄には、利用者本人とともに契約内容を確認し、緊急時等に利用者 の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。 なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。